

寄附金に対する税制上の優遇措置の一例

・個人の場合の「所得税の所得控除」について

2千円を超えた寄附金額（但し、総所得金額の40%が限度）について、ご寄附された当該年の所得から所得控除ができます。寄附金額から2千円を引いた金額が所得控除額となります。

$$\boxed{\text{総所得}} - \left[\boxed{\text{寄附金額}} - 2,000\text{円} \right] = \boxed{\text{課税所得}}$$

この $\boxed{\text{課税所得}}$ に税率を掛けて $\boxed{\text{税額}}$ が決まります。

「所得控除」を適用した場合に還付される税金の目安

		寄 附 金 額							
		1万円	3万円	5万円	10万円	20万円	30万円	50万円	100万円
課 税 所 得 金 額	300万円	800	2,800	4,800	9,800	19,800	29,800	49,800	99,800
	500万円	1,600	5,600	9,600	19,600	39,600	59,600	99,600	199,600
	600万円	1,600	5,600	9,600	19,600	39,600	59,600	99,600	199,600
	700万円	1,840	6,440	11,040	21,100	41,100	61,100	101,100	201,100
	800万円	1,840	6,440	11,040	22,540	45,540	68,540	114,540	229,540
	900万円	1,840	6,440	11,040	22,540	45,540	68,540	114,540	229,540
	1,000万円	2,640	9,240	15,840	32,340	65,340	98,340	164,340	329,340

※課税所得金額とは、所得金額（給与所得者の場合では給与収入金額－給与所得控除額）から基礎控除、社会保険料控除、配偶者控除などの合計額を控除した金額をいいます。上記金額はあくまで参考資料ですので、実際には個人の所得や各種控除額によって異なります。